

児童発達支援センターにおける就労支援 ～神戸市立あけぼの学園の事例から～

藤原伸夫

Working support in the development support centers for children with disabilities
- From the example of the Kobe Municipal AKEBONO child welfare institution -

Nobuo FUJIWARA

要 旨

義務教育修了後から18歳までの、思春期後期の知的障害児を対象とした児童発達支援センターは、あけぼの学園だけである。従って、児童発達支援センターにおける就労支援という取り組みは、ほかに例を見ない。開園後から今日までの変遷に触れつつ、現在の学園の取り組みと、今後の在り方について論じた。今後も必要とされる、学園がこれまで培ってきた専門性の維持と新しいニーズに対処するための方策について言及した。

キーワード：児童発達支援センター、就労支援、放課後等デイサービス、職場開拓員

1. 神戸市における障害児（者）公立通園施設の整備

(1) 長田区丸山地区の公立4施設

神戸市長田区の北部地域に位置する丸山町2丁目に神戸市総合療育センターがある。この地は昭和の時代「丸山遊園」があった跡地である。「今でいうテーマパークのようなところ」「桜の名所だった」「大きな池があってボートを漕いだ」「ミニ動物園があった」「温泉があった」等々、当時を知る地域の方々からこんな話を聞いたことがある。また、先のアジア・太平洋戦争時代は、捕虜収容所になり、オーストラリア兵等が川崎重工へ強制労働に出ていたことは、あまり知られていない。

このような地に戦後、1956（昭和31）年9月の政令指定都市制度の施行から間もない1959（昭和34）年5月に知的障害児の通園施設として神戸市

立丸山学園が開所した。神戸市における障害児福祉の始まりといってもよいが、全国的に見ても先駆的な取り組みで、高く評価されている。その後1967（昭和42）年5月、丸山学園の隣接地に神戸市立あけぼの学園が定員30名で開所した。また同時に、あけぼの学園に丸山中学校施設内学級1クラスが併設されている。知的障害児の通園のニーズの高まりを反映して1971（昭和46）年4月には定員50名、丸山中学校施設内学級が2クラスに増えている。また、丸山学園においても丸山小学校の施設内学級が設置されている。

なおこれら施設内学級は、その後1979（昭和54）年4月の養護学校義務教育化に伴い、閉鎖されることになる。

施設に通園した子どもたちが年齢を重ねるにしたがって、次の行き先、いわゆる進路が心配になるのは、当事者としてまた保護者として当然のこ

とであった。特に、中学校修了後の大人の施設が当時はまだ無かった。丸山学園やあけぼの学園の保護者が、行政に熱心に働きかけられたこともあり、隣接地に知的障害者通所授産施設（当時は精神薄弱者通所授産施設）として神戸市立たまも園が1970（昭和45）年5月に開所している。

一方、神戸市における肢体不自由児の施設については、1964（昭和39）年6月に神戸療育センターとして現在の中央区でスタートしているが、1971（昭和46）年5月に長田区丸山町に移転、「神戸市立あじさい学園」として開所、再スタートしている。

このように、1971（昭和46）年のあじさい学園開所をもって、現在は神戸市総合療育センターとなっている場所に、単独施設として丸山学園、あけぼの学園、たまも園、あじさい学園の4園が整うこととなった。

（2）他の公立通園施設について

神戸市立の知的障害児・幼児3通園施設という場合、長田区の丸山学園のほか、ひまわり学園、のぼら学園を指すが、ひまわり学園は神戸市の東部地域である灘区鶴甲に1968（昭和43）年11月、のぼら学園は神戸市の西部地域である垂水区大町に1973（昭和48）年7月、それぞれ開所している。

また、知的障害者・成人3通園施設という場合、たまも園のほか、おもいけ園、もとやま園を指すが、おもいけ園は長田区重池町に1976（昭和51）年6月、もとやま園は、神戸市の東部地域に在住する当事者・保護者の念願であった東灘区、当時は野寄といったが現在の西岡本に1978（昭和53）年8月、それぞれ開所している。特に、もとやま園建設に当たって、高級住宅街地域での障害者施設の建設という特別な事情もあり、地元調整に難航したことは、後々までの語り種となっている。

このように概観してみると、神戸市においては昭和30年代から40年代にかけて知的障害児の公立通園施設が、昭和40年代後半から50年初めにかけては知的障害者の公立通園施設が、かなりのス

ピードで整備されてきたことが改めて確認できる。

なお身体障害児関係については、あじさい学園の他に、1977（昭和52）年7月の神戸市立心身障害福祉センター開設（兵庫区水木通）と同時に、センター内に肢体不自由児通園施設「くすのき学園」と難聴幼児通園施設「ひばり学園」が開所し現在に至っている。また、身体障害者については、居住型である身体障害者療護施設「さざんか療護園」が西区玉津町に1976（昭和51）年6月に開所したが、施設の老朽化により2012（平成24）年5月、西神南に新築移転している。

ここまで、神戸市立の障害児者施設の概要について触れてきたが、居住型の施設については、市内外の多くの社会福祉法人に支えられてきたこと、また現在もそうであることは言うまでもない。特に、重症心身障害児者については、2001（平成13）年10月北区しあわせの村内に「社会福祉法人芳友、にこにこハウス療育センター」（現にこにこハウス医療福祉センター）が開設している。しかし、多くの方が、びわこ学園等、市外県外の施設にお世話になっているのが現状である。

神戸市では知的障害児通園施設として丸山学園が1959（昭和34）年最初に開所されたことはすでに述べたが、施設の整備だけでなく、施策面いわゆるソフト面においても、全国に先駆け1962（昭和37）年に「重症心身障害児福祉年金」制度を実施したことは、障害児の実態把握につながり、その後の我が国の障害福祉施策を考える上で大きな影響を与えた。糸賀^{（注1）}においても「当時びわこ学園は40名の定員で出発しようとし、あわせて将来の増床計画を立案しようとしているときだったので、この神戸市の実態によって、びわこ学園を近畿一円の問題にするための推計学的根拠をもつことができたのである。」と述べている。一方この頃、国においては1960（昭和35）年に、精神薄弱者福祉法（現知的障害者福祉法）が制定され、大人を見据えた障害者支援への取り組みがなされようとしていた時代である。

(3) 地域に開かれた施設をめざして

ここまで、神戸市における障害児者の公立通園施設の整備状況を見てきたが、あけぼの学園を中心に丸山地区4園の変遷について若干述べたい。

丸山地区4園と隣接地にある軽費老人ホーム松寿園を加えた5施設は、昭和40年代後半から活発に地域交流を行うようになる。当時の丸山地区は、丸山コミュニティセンターに象徴されるように、コミュニティ活動が盛んで、全国的にもその名が知られていたことも要因としてある。今日、施設は地域の一員であるという考え方のもと、地域とのつながりが強く求められているが、すでに当時から、「地域に開かれた施設」としての取り組みがなされていた。

具体例を挙げると、丸山学園では丸山小学校との交流を開始(昭和47年)、あけぼの学園では、「学園だより」の丸山地区全戸配布を開始(昭和49年)している。これらは、子どもを含めた地域住民に対する障害児者理解という啓発活動としての意味合いが深かった。とりわけ5施設と丸山地区住民自治協議会、地区民児協、婦人会等が一同に実行委員会を結成し、あけぼの学園グラウンドをメイン会場に「地域・施設合同夏まつり」が1975(昭和50)年に始まったことは地域交流の取り組みとして特筆される。

丸山地区における障害児者への地域啓発活動については、寺本^(注2)の実践があり、障害児の成長発達も地域社会の中に受け入れられてこそ可能であるという考えのもと、これはまさしくノーマライゼーション理念でもあるが、「地域に開かれた施設」づくりに早くから取り組んでいたことがうかがえる。

「地域・施設合同夏まつり」は、毎年7月、地域の子どもたちが夏休みに入った最初の日曜日に開催された。その日は地域の親子連れや、施設利用者の親子連れで賑わった。施設紹介のパネル展示や、焼きそば・たこ焼き等模擬店、輪投げ・射的等のゲームもあり、まつりの最後を締めくくる盆踊り大会では、皆が櫓の周りに一つの輪になり最高の盛り上がりを見せた。その後、これから述

べることになる総合療育センター建設のため、しあわせの村等の仮設園舎に移転することとなり、2年間丸山地域を離れたこと、総合療育センター開所後のまつり会場スペースの問題、地域住民の高齢化の問題等々もあり、残念ながら現在は行われていない。

(4) 昭和から平成の時代へ

あけぼの学園では、1979(昭和54)年の養護学校義務教育化に伴い、学校教育から離れ、中学校卒業から3年間、いわゆる高校生年齢の知的障害児通園施設として、新たな一步を踏み出すことになる。当時はまだ、養護学校(現特別支援学校)の高等部の全入は難しく、高等部に入れにくい比較的重度障害の児童と、義務教育を修了したものの就職は難しく、そうかと言って高校進学も難しい児童の受け皿となっていた。利用児童の障害程度が最重度と軽度の二極化していた時代である。養護学校義務教育化を受けて、この頃からすでに、時代の役目を終えたのではないかという意見があり、あけぼの学園の存続についての議論があった。

しかし措置権者である神戸市児童相談所(現神戸市こども家庭センター)は、児童の問題だけでなく家族の問題として、あけぼの学園の意義を見出ししていた。具体的には、ひとり親家庭、生活保護家庭等、社会福祉の視点から、児童を通所させることで家族全体の支援ができると判断されるケースを優先して、児童福祉施設であるあけぼの学園に措置するか、限られた定員の中での入所措置会議は大変だったと聞いている。

(5) 震災を乗り越えて～神戸市の総合療育センター構想～

1989(平成元)年、丸山学園が丁度30周年を迎える頃に、施設老朽化による建て替えが問題となる。時をほぼ同じくして、姫路市では1990(平成2)年、肢体不自由児通園施設「白鳥園」の認可に伴い、既存の施設とともに「姫路市総合福祉通園センター・ルネス花北」が開設されたことは、

丸山学園の単なる建て替えに止まらず、時代のニーズに応えるため、神戸市における障害の早期発見・早期療育を実現するための大きな参考となった。当時、丸山学園ではあけぼの学園の看護師が兼務していた。丸山学園では、多動、職員の指示が理解できず自分の身の安全を守れない園児が多く、怪我が絶えなかった。また、難治性のでんかん発作等、医療的配慮が必要な園児もおり、兼務で対処できる状況ではなかった。

また肢体不自由児通園施設であるあじさい学園では、医師による診察日が限られており、診察日に欠席すると次回に間があく等の課題も多かった。さらに障害に関する相談・診察・検査・リハビリテーションを総合的に行う診療所機能の充実も課題であった。これら診療部門と既存の施設を通園部門とするセンター方式の建物で、障害児者の療育を総合的に提供しようという目的で、「神戸市総合療育センター」計画が打ち出された。

建設のための国庫協議、組合協議、土地の確保、地元説明会等々、当時の心身障害福祉室はその調整に甚大な苦労を重ねている。場所は、丸山地区から少し北に位置する長田区大日丘町で丸山地区より広い敷地を確保、新築移転の計画だった。幾多の課題を乗り越え、設計図が完成、いよいよ工事着工となったまさにその時、1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災により計画は白紙の状態となる。

未曾有の被害に、明日の市民生活さえ見通せない非常事態にあって、「総合療育センターはどうなるのか」という質問さえ憚られた。本庁はマスクミ対応、救援物資の受け入れ等、施設は利用者の安否確認、避難所の応援等に忙殺されていた。

一度は白紙に戻った総合療育センター構想であったが、丸山地区の施設は全壊を免れたものの一部損壊もあり、老朽化は日に日に激しくなっていた。神戸市では1996（平成8）年、新築移転は震災による財政状況悪化のため困難と判断、現地建て替えの方針が出された。1997（平成9）年に策定された「神戸市障害者保健福祉計画」の主要項目に、障害の早期発見・早期療育のための拠点

施設として位置付けられ、各施設は2年間のしあわせの村等での仮設園舎生活を経て、1999（平成11）年4月、再び丸山地区に戻り、神戸市の障害福祉に携わる多くの者の念願であった「神戸市総合療育センター」が開所した。

（6）公立通園施設の今後

神戸市は2012（平成24）年4月、保健福祉局の子育て支援部をこども家庭局に格上げし、子育て支援の更なる充実をめざすこととした。これに伴い、障害福祉部所管の障害児の施設はこども企画育成部の所管となった。具体的には、知的障害児を対象とした丸山学園、のぼら学園、ひまわり学園、あけぼの学園、肢体不自由児を対象とした、くすのき学園、あじさい学園、難聴幼児を対象としたひばり学園である。

同年4月施行の児童福祉法改正により、これらの施設は児童発達支援センターの位置づけとなる。3年間の経過措置の間に、地域支援を見据えた相談機能を持つなど児童発達支援センターとしての機能を備える必要があり、いわゆる単独通園施設といわれている、のぼら学園、ひまわり学園の体制作りが急務となっている。

のぼら学園では、地域相談支援や診療所機能を併せ持つミニ療育センター（神戸市西部療育センター）として、2015（平成27）年4月に垂水区大町から同じ区内の高丸に新築移転、開設した。神戸市では現在、長田区に先に述べた総合療育センターがあるが、子どもたちにとってより身近なところでという意味からも、西部市域の療育を担う施設としてその期待は大きい。診療所では、理学療法、感覚統合療法、言語聴覚療法、作業療法、自閉症自立支援等、個々の障害特性に応じたりハビリテーションを行っている。

また、ひまわり学園においては、東部市域の療育を担う施設としての位置づけであり、灘区から東灘区へ新築移転の計画である。用地取得、設計、工事を経て2017（平成29）年度以降の開設とされているが、ハード・ソフト両面の早期整備が待ち望まれる。

一方、成人の施設においては、「神戸市行財政改革2015」という改革のなかで、事務事業の最適化を図るため、民間活力の導入の対象に掲げられており、順次民営化の方針である。そのトップをきって総合療育センター内にある、たまも園（障害福祉サービス事業所）が2015（平成27）年4月に、同長田区細田町に移転した。移転と合わせて、施設の運営主体が市から社会福祉法人に変わっている。なお、総合療育センター内の旧たまも園のスペースに、心身障害福祉センター内にある、くすのき学園及びひばり学園が、2016（平成28）年4月に移転する計画であり、障害児の療育におけるセンター機能の充実が一層求められる。

また、東灘区にあるもとやま園も同様に、現地建て替えに際して、運営主体を市から法人に移管する計画で、新施設の建設及び運営法人を公募した。最終的に社会福祉法人が選定され、2016（平成28）年4月移管の予定である。2016（平成28）年4月のオープンをめざし、利用者は、平成27年度の約1年間、仮設園舎で過ごしているが、幸いなことに隣接地ということもあり、開園当時から大切にしてきた地域住民との交流は継続できている。公立成人3施設のうち残るおもいけ園においても、2017（平成29）年度、法人移管の予定である。

たまも園、もとやま園、いずれの施設においても、現行の生活介護サービス、就労継続支援B型サービスのほか、新たに短期入所サービスが加わり、利用者、保護者ともに高齢化の中にあって、レスパイト機能を持つ施設としての期待は大きい。

2. あけぼの学園の現状と就労支援

(1) 学園の現状

① 総合療育センター開所後の学園

あけぼの学園は児童福祉法に定められた、知的障害児通園施設である。2012（平成24）年4月の児童福祉法改正により、福祉型児童発達支援センターとなった。児童福祉法では「日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能

の付与又は集団生活への適応のための訓練」を目的とする施設と位置付けられている（児福法第43条1項）。

発達支援が必要な児童を、日々保護者の下から通わせて、その支援を行うが、とりわけ、義務教育修了後（中学校卒）から18歳までの児童を対象としているところに特徴がある。在園期間は最長3年間で、いわゆる高校生年齢にあたる発達障害や知的障害の児童に特化した児童福祉施設は全国的に見ても、この学園だけである。そのため、日常生活における基本的動作の指導といったものより、生活訓練・職業訓練が中心となり、卒園後の社会参加に向けての知識・技能の習得に重点が置かれている。

また、2013（平成25）年4月に放課後等デイサービスの事業指定を受け、定員が50名から40名となった。近年、利用する児童が30名前後で推移していることもあり、また児童の約半数が、定時制高校に通学するようになってきており、時代のニーズに合わせた対応といえる。最近の定時制高校の傾向として、一昔前のような勤労学生は減少し、発達障害や知的障害の入学が増加している背景があり、その生徒達の日中の受け皿の一つとして、神戸市では当学園がある。

放課後等デイサービスとは「学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する」サービスである（児福法第6条の二の二、4項）。

児童福祉法の改正により、特にこの放課後等デイサービス事業者の増加が著しく、サービスを利用する児童も増えているが、本来の法の趣旨から外れた、ただ単にテレビを見させて時間を過ごさせている事業者がいるなど、サービスの質の問題が指摘されている。

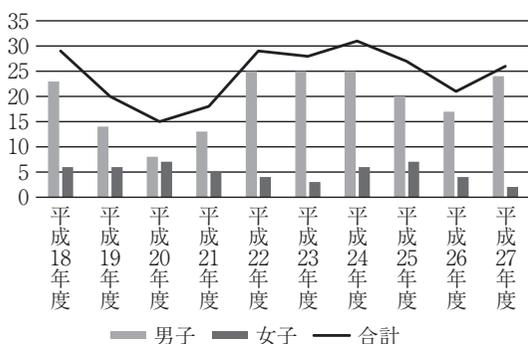
学園では、一人の人間として、自ら自分の道を開かせ、心豊かな社会人に育てる。そして共に学

び、働き、友達をつくり、社会を知ると共に自立の礎を築くという指導方針のもと、利用児童は、就労に向けて紙工作業（洋菓子箱折り）、木工作業（地図パズル等木工製品作成）、スーツケースの解体作業等に取り組み、また実践力を高めるために職業安定所とも連携しながら企業実習を行うなど、質の高いサービスを提供している。

② 学園利用児童数の推移

この10年間の学園利用児童数の推移をまとめたものが図1である。

図1 利用児童数の推移（人数）



* 出所：神戸市総合療育センター事業報告(各年度版)^(注3)をもとに筆者作成

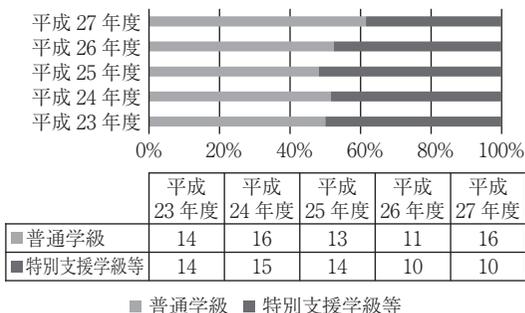
近年では、平成16年度末時点での41人をピークに利用児童数は減少傾向にある。平成20年度末には15人まで落ち込んだこともある。この時期再び、学園存続の意義、施策の費用対効果が問われたが、義務教育修了後の発達障害児等への支援の充実が叫ばれる中、施設の役目を終えたとは言えず、数は少ないが、逆に制度の狭間に追いやられている児童を救うのが公立施設としての本来の役割ではないかということで廃園には至らなかった。

男女合わせて、平成24年度末31人、平成25年度末27人、平成26年度末21人といった状況である。なお、平成27年12月時点で26人が通園している。

では、どのような児童が通園しているのか、過去5か年について、中学卒業時点における在籍学

級について、普通学級と特別支援学級等に分けて調べた構成比率が図2である。なお、「等」としたのは、特別支援学校からの転入が1名いるためである。過去5年間の平均では、普通学級出身者が52.6%と若干多いものの、特別支援学級等の出身者が47.4%と、ほぼ半々である。

図2 中学卒業時在籍学級構成比率

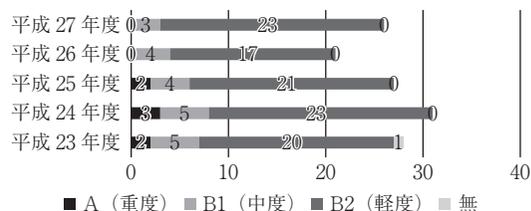


* 出所：ききとり調査（平成27年11月26日）により筆者作成（以下図7まで同様）

③ 療育手帳取得状況

療育手帳の取得状況については、図3に示す通りである。児童のほとんどが、B2判定、いわゆる軽度である。かつて、養護学校中等部卒業後、高等部に入れない重度、最重度の児童を受け入れていた時代を考えると、求められる支援の内容も大きく様変わりしている。また、多感な時期、思春期後期の児童に対する職員の苦労は、昔も今も変わらない。

図3 療育手帳取得状況（人数）



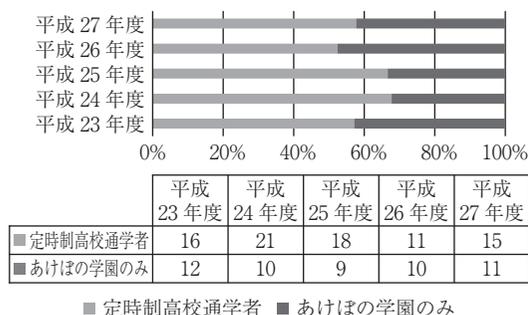
④ 定時制高校通学状況

学園が放課後等デイサービスの事業指定を受けたことは、先に述べたが、その背景について触れ

たい。この5年間の定時制高校への通学者は図4の通りである。

5年間の平均では、60.9%、約6割の児童が定時制高校に通学しており、学園のみの児童は39.1%、約4割である。最も多い通学先が、兵庫区にある楠高校である。学園から比較的近く、交通の便も良いことが大きく影響していると考えられる。児童の支援にあたっては、学園職員と高校の教員との情報交換、連携が必要不可欠となっている。

図4 定時制高校通学状況

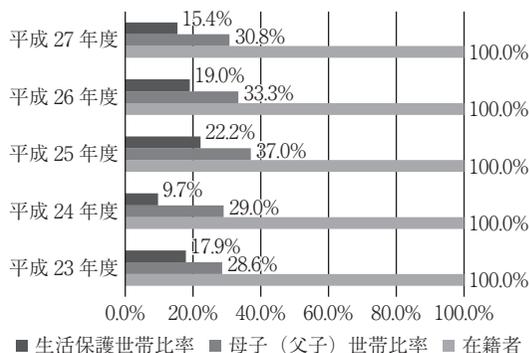


⑤ 世帯状況

世帯の状況については、生活保護世帯とひとり親家庭について調査した。結果は図5の通りである。2014(平成26)年1月の全国の保護率は、1.70%であり、同年4月の神戸市の保護率は、3.17%となっている^(注4)。神戸市は全国的に見ても保護率は高いが、学園に在籍する児童の世帯の5年間の平均値は、16.8%と極めて高い。また、ひとり親家庭についてであるが、そのほとんどは母子世帯である。

平成26年国民生活基礎調査^(注5)によれば、児童のいる世帯1,141.1万世帯のうち母子世帯が73.1万世帯、父子世帯が10.1万世帯であり、母子・父子合わせた世帯の、児童のいる世帯に占める割合は、7.3%である。学園の5年間の平均値は、31.7%であり、これも極めて高い数値であることが分かる。約3割の児童の家庭がひとり親家庭である。

図5 世帯状況



(2) 就労支援の取り組み

学園では1年次を基礎訓練期間と捉え、学園生活を通して、生活リズムの確立、基礎体力をつける、集中力や持続力をつける等を目標としている。2年次になると社会の中で働くイメージづくりの期間と捉え、学園での訓練だけでなく、「神戸市資源リサイクルセンター」、就労継続支援A型事業所の「福祉工場あじさい」(クリーニング業)等への職場実習を行い、就労への意欲を高める機会としている。また、兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター能力開発課の「職能評価」を利用して、本人の適性能力や課題の客観的把握に努め、3年次での適切な進路や訓練の目標設定に役立てている。3年次では進路として想定される企業や事業所への職場実習を行っている。

職員体制であるが、6名の直接支援職員に加えて、職場開拓員が1名配置されている。職場開拓員の業務として、企業に対しては職場実習先の安定的確保、ハローワーク・就労支援センター等関係機関に対しては情報交換・連携、児童・保護者に対しては、職場実習の引率、就職に関する相談及び同行支援等、多岐にわたっている。さらには、就労した児童の職場定着支援を含むアフターケアも重要な業務の一つである。

① 進路先状況

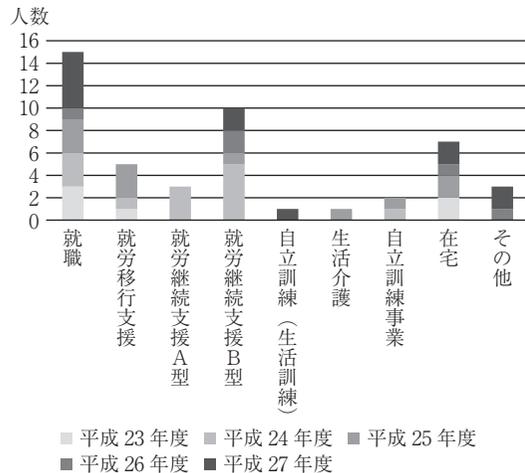
卒園後の進路先について、最近5年間の状況を

積み上げたものが図6である。

図中にある就労移行支援等は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスであるが、「自立訓練事業」について、障害者総合支援法とは異なり混乱しやすいので、少し説明を加えておきたい。自立訓練事業とは、18歳以上の就労困難な知的障害者に対して、就労のために必要な訓練を行い、社会的自立を促進することを目的としており、神戸市の補助事業として、実際には「神戸市手をつなぐ育成会」という親の会が市から補助金を受けて事業を行っている。対象は、障害福祉サービス事業所の施設援護を受けていない在宅の知的障害者であり、公立保育所、在宅福祉センター、総合療育センター等、市の施設において指導員の指導の下、清掃等を行っているものである。訓練生という位置づけであるが、実質、福祉的就労である。

また、その他の3人であるが、平成26年度の1人は地域活動支援センターへの通所、平成27年度の2人については平成27年11月時点で未定となっている。

図6 5年間の進路先状況



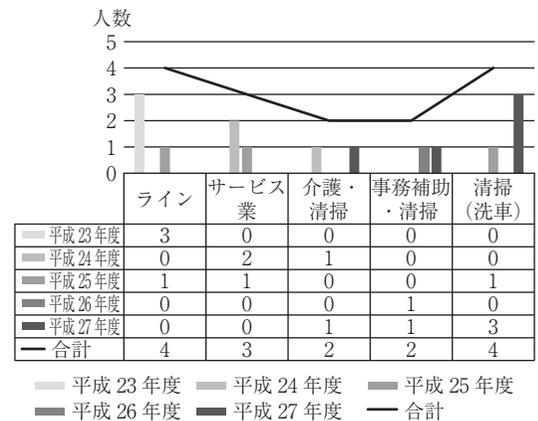
② 就職先状況

進路先のうち、5年間で15人が就職しているが、その内容を業種別に図式化したものが図7である。「ライン」4人のうち、平成23年度の3人は、

神戸市資源リサイクルセンターに就職している。収集された缶・びん・ペットボトルを手選別するもので、ベルトコンベアーに流れる収集物を抜き取る作業のためラインとしている。また、平成25年度の1人は弁当調理販売業者の流れ作業である。

「サービス業」は、大手量販店での商品の整理等、「介護・清掃」は、介護老人福祉施設での清掃や介護補助、「事務補助・清掃」は、伝票の整理等の仕事、「清掃(洗車)」は、自動車販売店での車の洗車である。このように見ると、何らかの形で清掃を中心とした仕事についていることが分かる。昔から「掃除がきちんと出来れば就職できる」といい、学園では何かにつけて、掃き掃除、拭き掃除をさせていたが、掃除という作業は、今も大事な訓練の一つであろう。

図7 5年間の業種別就職先



3. 考察

ここまで、神戸市における公立通園施設の沿革と、特にあけぼの学園の現状について見てきたが、現在、児童発達支援センターとなったあけぼの学園の今後の在り方について、次の3点を挙げたい。

① 児童福祉施設としての専門性の維持

学園の特筆すべき点は、職員の高い専門性にあ

る。これまで述べてきたように、生活保護世帯、ひとり親家庭等、児童本人の支援のみならず、福祉の視点からの家庭支援も必要なケースが多く、家族全体をサポートしている。具体的には、福祉の専門職及び保育士が配属されている。福祉職は障害児・者施設での経験にとどまらず、福祉事務所で生活保護のケースワーカー経験者や児童相談所の児童福祉司の経験者もあり、児童家庭福祉の第一線を知る職員である。また、保育士においても、知的・肢体の障害児の保育に長年携わってきたベテラン職員である。特別支援学校の高等部とは違うノウハウを持っている。

職員に長年培われた知識・経験があるからこそ、いわゆる処遇困難ケースといわれるような家庭や家庭基盤の脆弱な家庭においても支援ができています。

しかし一方で、公立の施設であるため、地方公務員としての異動がある。職種は福祉職・保育士であるが職名は事務職員である。一般的に3年をめどに異動がある。福祉現場では、このサイクルは短いと考える。児童の在園期間と同じである。もちろん本人の希望等も考慮されるし、育児休業を取得する場合など例外もある。ところが3年目ともなると周りからそろそろ異動ではと囁かれ始める。丁度仕事に精通しだしたところである。施設運営として一貫した支援、安定した支援のためには、配属年数として4年～5年は必要ではないか。

これは、施設に限ったことではなく、福祉事務所においても同様のことがいえる。障害児のいる母親から、「やっと窓口で担当さんと顔見知りになって、何でも相談できるようになったと思ったら、異動されたのですか」という苦情はよく聞く話である。

また、施設には、よく新規採用職員が配属されるが、経験年数の浅いものに偏らない配慮が必要であり、主任級職員が新人を育てることを通して、次の世代に引き継ぎながら専門性の維持を図ることが求められる。

② 職場開拓員の正規化と保育所等訪問支援

職場開拓員の業務は、多岐にわたっていることは、すでに述べたが、特に学園利用児童のうち、定時制高校に通う児童が増えている現状は、青年期の発達障害児の支援の充実を考えると今後も変わらないであろう。学園は3年で卒園するが、定時制高校は4年であり1年のズレが生じる。この1年間の日中をどう過ごすのが問題となる。進路の選択にあたって、学業へ支障の無いような配慮が必要となる。また、卒業後は、本来であれば学校が引き継いで就労支援することになるであろうが、学園で培った職場実習等の取り組みは、継続して活かさねばならない。

このような点を考えると、職場開拓員に係る責任も重く、現在再任用職員がその任に当たっているが、できれば正規職員化が望ましい。

行財政改革のなかで、公務員の定数削減が進められ、仕事は増えるが人は減る福祉現場にあって極めて難しいことではあるが、評価されてよい業務なのではないか。

また、学園では障害児通所支援の一つ、「保育所等訪問支援」の事業者指定申請が計画中のとのこと、児童発達支援センターの機能を更に充実させ、地域支援を積極的に行っていくためにはよい方向である。

ただ、保育所等訪問支援は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問先としており、また障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合であり、学園の専門性をどのように当てはめ、活かすのか、その手法についてよく検討する必要がある。インクルーシブの視点や発達の気になる子への支援の一貫性、環境調整等の点から期待される間接的な支援であるが、訪問される側の理解がなければ、なかなか広がらない。特に学校に向くことはハードルが高いであろう。神戸市において、指定保育所等訪問支援事業所は1事業所であり、全国でも平成27年3月現在312事業所、利用者数1,670人^(注6)にとどまっており、成功例だけでなく失敗例も含めて事例研究が必要

である。

③ 中学校への更なる情報発信

2・3年前から毎月、「あけぼのニュース」と行事予定表を神戸市内の全中学校へ送付しているが、このような取り組みを継続することによって学園の活動だけでなく、福祉のことについても周知することが必要である。例えば、福祉事務所の機能、生活保護制度や児童虐待等々、福祉に関する話題はいくらでもある。中学校の先生にも福祉のことをもっと知ってほしい。また、中学校の先生に、学園の近況を伝えるだけでなく、個人情報の取り扱いに留意しつつも、受け入れた児童のその後の成長をフィードバックする取り組みも必要であろう。それは、中学校側にとっても進路指導の上で大きく役立つのではないか。

また更には、例えば夏休み等を利用した、先生・生徒・保護者向け見学会への参加を積極的に働きかけ、実際の学園活動を見てもらうことも具体的イメージがわき、進路を考える上でとても参考になるであろう。

4. おわりに

筆者は1986（昭和61）年度から1992（平成4）年度まで、学園の児童指導員として勤務させていただいた。学園の方針は、制度の狭間の児童を受け入れるということで、「すき間産業か」と揶揄されたこともある。その時代時代に応じて、行き場に困っている児童を受け入れるのが公立施設としての役割の一つかと思う。

今日の学園は、発達に障害がある児童、高校を中退した児童等様々な事情のある者が利用している。おわりに、学園の取り組みを多くの方々に知ってほしいという筆者の思いにご理解いただき、2014（平成26）年11月4日、2015（平成27）年11月26日、ご多忙の中、ききとり調査に長時間協力してくださった、小橋一広園長先生に深く感謝申し上げます。

引用・参考文献

- (注1) 糸賀一雄「福祉の思想」NHKブックス（1968年）、P153～155
- (注2) 寺本迪彦「障害児（者）の正しい理解をもとめて」神戸親和女子大学福祉臨床学科紀要第11号（2014年）、P17～P21
- (注3) 神戸市療育センター「事業報告」平成18年度版～27年度版、（2006年～2015年）
- (注4) 神戸市「平成27年度国家予算に対する提案・要望」（2014年6月）、P33
- (注5) 厚生労働省「平成26年 国民生活基礎調査の概況」（2015年7月2日）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa14/dl/02.pdf>
（2015年12月26日閲覧）
- (注6) 厚生労働省「平成27年度版厚生労働白書資料編」（2015年10月27日）、P224
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/15-2/dl/10.pdf>
（2015年12月4日閲覧）